

ねんりんピック岐阜2021ぎふ清流ねんりんフェスタ
ふれあい広場ブース等運営要項

1 目的

この要項は、全国から来県された選手団や観覧者、一般県民の皆さんに対し、まごころを込めたおもてなしを行うとともに、岐阜の清流が育む文化、伝統、食、ものづくり等を通じて、清流の国ぎふの魅力を全国に向けて広く発信するために、ねんりんピック岐阜2021実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が設置するぎふ清流ねんりんフェスタふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）におけるブース等について必要な事項を定める。

2 設置場所および期間

設置場所	設置期間
岐阜メモリアルセンター芝生広場	令和3年10月30日（土）、31日（日）
岐阜メモリアルセンター噴水広場	令和3年11月1日（月）、2日（火）

3 出店時間

ふれあい広場のブース等の出店時間は、次のとおりとする。なお、県実行委員会は業務の実情に応じ、出店時間を変更することができる。

会場	期間	開始時刻	終了時刻
芝生広場	令和3年10月30日（土）	8時00分	16時00分
芝生広場	令和3年10月31日（日）	10時00分	16時00分
噴水広場	令和3年11月1日（月）	10時00分	16時00分
噴水広場	令和3年11月2日（火）	10時00分	12時00分

4 設置ブースカテゴリーと内容

設置するブースカテゴリーは以下のものとする。

	カテゴリー	内容
(1)	グルメ	清流の国ぎふの魅力を発信する食品(以下「グルメ」という。)
(2)	物販	清流の国ぎふの魅力を発信する特産品・土産品(以下「物販」という。)、スポーツ用品等の販売
(3)	岐阜県 PR	岐阜県の観光、産業行政の PR
(4)	国・後催県等 PR	国や後催県等行政の PR
(5)	協賛企業	ねんりんピック岐阜2021(以下「大会」という。)協賛企業の製品及びサービスの PR

(6)	協賛イベント	健康福祉・生きがいに関連した体験型イベント
(7)	オリジナルイベント	清流の国ぎふのPRとなる体験型イベント
(8)	宅配	宅配受付
(9)	その他	県実行員会が必要と認めるもの

5 出店者

出店者は、次のいずれかに該当するものとする。なお、食品を販売する出店者の選定については、岐阜市保健所（以下「保健所」という。）と十分に調整を行うものとする。

- (1) グルメ出店要項を満たす者
- (2) 物販出店要項を満たす者
- (3) 大会協賛企業
- (4) 行政機関
- (5) 協賛イベント申請を行い承認された者
- (6) 県内の福祉施設
- (7) 県内の学校
- (8) 県実行委員会が出店を認めた者

6 ブースの設置備品及び出店料

(1) ブースの1小間当たりの設置備品等は次のとおりとし、県実行委員会が準備する。

ア グルメ（テント）

- ・テント（W5.4m×D3.6m）1張
- ・横幕（四方幕）1セット
- ・電源 2口コンセント（使用電力1kw以内）
- ・会議テーブル（W1800mm×D450mm）4台
- ・ビニールクロス 4枚
- ・パイプイス 4脚
- ・出店者名板（W900mm×H300mm）1枚
- ・消火器 1台

イ グルメ（キッチンカー）

- ・電源 2口コンセント（使用電力1kw以内）
- ・消火器 1台

ウ 物販

- ・テント（W3.6m×D2.7m）1張
- ・横幕（四方幕）1セット
- ・電源 2口コンセント（使用電力1kw以内）
- ・会議テーブル（W1800mm×D450mm）3台

- ・ビニールクロス 3枚
- ・パイプイス 2脚
- ・出店者名板 (W900mm×H300mm) 1枚

エ 上記以外

- ・テント (W5.4m×D3.6m) 1張
- ・横幕 (四方幕) 1セット
- ・電源 2口コンセント (使用電力1kw以内)
- ・会議テーブル (W1800mm×D450mm) 4台
- ・ビニールクロス 4枚
- ・パイプイス 4脚
- ・出店者名板 (W900mm×H300mm) 1枚

(2) 出店料は無料とする。ただし、出店に係る経費 (交通費、商品の郵送費等)、ブース運営費 (人件費等)、主催者が用意する備品以外は出店者の負担とする。

7 出店の申請

出店の申請方法及び選定方法は、ブースカテゴリーごとに「5 出店者」に基づき県実行委員会が別に定める。その際、県実行委員会は、出店を申請する者、又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。

8 出店許可の取消し等

(1) ふれあい広場は、岐阜県暴力団排除条例 (平成 22 年 12 月 21 日岐阜県条例 54 号) の主旨に従い実施することとし、以下の項目に該当する者は出店を申請することができない。また、申請後、あるいは出店許可後に、以下の項目に該当する者と判明した場合、県実行委員会は、何らの催告を要することなく出店を取り消すことができるものとする。

ア 出店を申請する者が反社会的勢力 (暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ) である場合

イ 出店を申請する者が、反社会的勢力に従業員等として使用すると認められた場合

ウ 出店を申請する者が、反社会的勢力にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められた場合

エ 出店を申請する者が、反社会的勢力と関係を有していると認められた場合

(2) 出店許可を行った場合でも、下記の場合は出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合においては、出店者は県実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- ア 虚偽の申請で出店許可を得た場合
- イ 申請を行った者と現に出店している者が異なると判明した場合
- ウ 本要項及び食品衛生関係法令等に違反した場合
- エ 「11 禁止事項」及び「12 出店者及び従業員の遵守事項」の規定に従わなかった場合
- オ その他県実行委員会の指示に従わない場合

9 出店の場所

各会場における出店の場所は、県実行委員会が指示する。

10 管理責任

ブースにおける取扱品及び備品等の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

11 禁止事項

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、若しくは転貸すること又はブースの管理運営を委任すること。
- (2) 火気を使用すること。(ただし、県実行委員会が特に認めた場合を除く。)
- (3) 商品を不当な価格で販売すること。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (5) 拡声器又は音響器具類を使用すること。
- (6) アルコール飲料を販売(試飲を含む。)すること。ただし、グルメ及び土産・特産品等として県実行委員会が認めた場合を除く。
- (7) 指定されたブースカテゴリー以外のものを販売すること。
- (8) 許可された販売商品以外のものを試食及び試飲等として無料で提供すること。ただし、グルメ及び土産・特産品、協賛企業PR等として県実行委員会が認めた場合を除く。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼす行為をすること

12 出店者及び従業員の遵守事項

- (1) 搬出入に使用する車両には、別途交付される通行許可証を指示された位置に掲げること。

- (2) 従業員は県実行委員会が発行するADカード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること。
- (3) ブースの設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、取扱品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染対策について、『ねんりんピック岐阜2021「ぎふ清流ねんりんフェスタ」における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン』を遵守すること。
- (5) 食品を販売するブースにあつては、一般社団法人日本フードサービス協会が定める「外食業の事業継続のためのガイドライン」等業界団体が定めたガイドラインを遵守すること。
- (6) 接客にあつては、来場者に好感を与えるように親切丁寧を心がけること。
- (7) ブースの装飾は、取扱品及びサービス等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (9) 各ブースの清掃は、各出店者が責任を持って行い、ブース内にゴミ箱を設置し、排出したゴミは各出店者が持ち帰り処理すること。
- (10) 県実行委員会が認めた火気を使用するブースにあつては、防火対策を講じること。なお、消火器及び床養生は県実行委員会で設置する。
- (11) 食品を販売するブースにあつては、食品衛生上必要な場合は保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (12) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、岐阜市保健所の指導に従うこと。
- (13) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと。
- (14) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合はその指示に従うこと。
- (15) その他、ブース監督員及び施設管理者の指示に従うこと。

1.3 ブース監督員及びブース責任者、感染症対策担当者

(1) ブース監督員

- ア 県実行委員会は、ブースの円滑な運営を図るため、ブース監督員を置くものとする。
- イ ブース監督員は、現地を巡回し、ブースの管理運営について、指導するものとする。

(2) ブース責任者

ア 出店者は、当該従業員のうちからブース責任者を定め、現場に常駐させるものとする。

イ ブース責任者は、当該ブースの等の管理運営について従業員を指導し、販売、サービスの提供等が適正に行われるよう努めるものとする。特に食品を販売するブースにあっては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、ブース監督員から指示があった場合は、これに従わなければならない。

(3) 感染症対策担当者

ア 出店者は、当該従業員のうちから感染症対策担当者を定め、当該ブース等の管理運営における感染症対策について県実行委員会との連絡窓口を担当させるものとする。

イ 感染症対策担当者は、当該ブースの等の管理運営における従業員の体調把握、マスク着用等の注意喚起や普及啓発を行い、感染症対策が適正に行われるよう努めるものとする。特に従業員の体調把握については、健康チェックシート等を活用し確認結果を県実行委員会に報告するものとする。また、県実行委員会から感染症対策に関する指示があった場合は、これに従わなければならない。

1.4 事故等の処理

ブース内において事故等が発生した場合には、ブース責任者は直ちにブース監督員に報告し、ブース監督員はイベント本部、関係機関等に連絡したうえで、その指示に従い事故処理に当たるものとする。

1.5 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

1.6 補填及び補償

(1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）、感染症など県実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

1.7 原状回復

出店者は、出店終了後、直ちに原状に復し、ブース監督員の検査を受けなければならない。

18 その他

この要項について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、県実行委員会は、関係者と協議のうえ定めるものとする。

附則

この要項は、令和3年6月11日から施行する。